令和８年第２回蟹江町議会定例会会議録

招集年月日	令和８年６月２日（火）			
招集の場所	蟹江町役場　議事堂			
開会（開議）	６月２日　午前９時00分宣告（第１日）			
応招議員	１番	武　藤　くるみ	２番	多　田　陽　子
	３番	志　治　市　義	４番	石　原　裕　介
	５番	山　岸　美登利	６番	飯　田　雅　広
	７番	板　倉　浩　幸	８番	水　野　智　見
	９番	三　浦　知　将	10番	吉　田　正　昭
	11番	冨　田　さとみ	12番	伊　藤　俊　一
	13番	安　藤　洋　一	14番	佐　藤　　茂
不応招議員				

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	常勤特別職	町長	横江　淳一	副町長	加藤　正人
	政策推進室	室長	小島　昌己	ふるさと振興課長	加藤慎太郎
	総務部	部長	鈴木　孝治	総務課長	藤下　真人
		税務課長	服部　幸太		
	民生部	部長	不破　生美	介護福祉課長	松井智恵子
		こども福祉課長	飯田　陽亮	保険医療課長	山田　尚徳
	産業建設部	部長	肥尾建一郎	土木農政課長	浅井　修
		環境課長	太田　圭介		
	上下水道部	部長	石原　己樹	次長兼下水道課長	北條　寿文
		水道課長	東方　俊樹		
	消防本部	消防長	竹内　豊	次長兼総務課長	三谷　克利
	教育委員会事務局	教育長	服部　英生	教育部長	舘林　久美
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局	局長	萩野　み代	書記	荒木　慎介
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 （会議規則第21条）				
会議録署名議員	議長は、会議録署名議員に次の２人を指名した。 （会議規則第127条）				
	9番	三浦　知将	10番	吉田　正昭	

日程第１　会議録署名議員の指名
日程第２　会期の決定
日程第３　同意第２号　蟹江町農業委員会委員の任命について
日程第４　同意第３号　蟹江町農業委員会委員の任命について
日程第５　同意第４号　蟹江町農業委員会委員の任命について
日程第６　同意第５号　蟹江町農業委員会委員の任命について
日程第７　同意第６号　蟹江町農業委員会委員の任命について
日程第８　同意第７号　蟹江町農業委員会委員の任命について
日程第９　同意第８号　蟹江町農業委員会委員の任命について
日程第10　同意第９号　蟹江町農業委員会委員の任命について
日程第11　同意第10号　蟹江町農業委員会委員の任命について
日程第12　同意第11号　蟹江町農業委員会委員の任命について
日程第13　同意第12号　蟹江町農業委員会委員の任命について
日程第14　同意第13号　蟹江町農業委員会委員の任命について
日程第15　承認第２号　蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
日程第16　報告第１号　令和７年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第17　議案第26号　蟹江町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第18　議案第27号　蟹江町税条例の一部改正について
日程第19　議案第28号　蟹江町都市計画税条例の一部改正について
日程第20　議案第29号　蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第21　議案第30号　蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第22　議案第31号　蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
日程第23　議案第32号　蟹江町介護保険条例の一部改正について
日程第24　議案第33号　蟹江町下水道事業の設置等に関する条例及び蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第25　議案第34号　蟹江町水道事業給水条例の一部改正について
日程第26　議案第35号　マイクロバス購入契約の締結について
日程第27　議案第36号　蟹江保育所改修工事請負契約の締結について
日程第28　議案第37号　令和８年度蟹江町一般会計補正予算（第２号）
日程第29　議案第38号　令和８年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第１号）
日程第30　議案第39号　蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

追加日程第31　同意第２号　蟹江町農業委員会委員の任命について
追加日程第32　同意第３号　蟹江町農業委員会委員の任命について
追加日程第33　同意第４号　蟹江町農業委員会委員の任命について
追加日程第34　同意第５号　蟹江町農業委員会委員の任命について
追加日程第35　同意第６号　蟹江町農業委員会委員の任命について
追加日程第36　同意第７号　蟹江町農業委員会委員の任命について
追加日程第37　同意第８号　蟹江町農業委員会委員の任命について
追加日程第38　同意第９号　蟹江町農業委員会委員の任命について
追加日程第39　同意第10号　蟹江町農業委員会委員の任命について
追加日程第40　同意第11号　蟹江町農業委員会委員の任命について
追加日程第41　同意第12号　蟹江町農業委員会委員の任命について
追加日程第42　同意第13号　蟹江町農業委員会委員の任命について
追加日程第43　承認第２号　蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて
追加日程第44　議案第35号　マイクロバス購入契約の締結について
追加日程第45　議案第36号　蟹江保育所改修工事請負契約の締結について

○議長　伊藤俊一君

皆さん、おはようございます。

令和８年第２回蟹江町議会定例会を開催しましたところ、定刻までにご参集いただき、誠にありがとうございます。

４月１日付で職員の異動がありましたので、順次、自己紹介の発言を許可いたします。

職員の自己紹介に当たり、必要な職員の入場と挨拶後の退席を許可をいたします。

○教育部長　舘林久美君

改めまして、おはようございます。この４月１日付の人事異動で教育部長を拝命いたしました舘林と申します。これまで同様、よろしくお願いいたします。

○上下水道部長　石原己樹君

おはようございます。４月１日から上下水道部長を拝命しました石原です。今後もよろしくお願いいたします。

○民生部次長兼住民課長　戸谷政司君

おはようございます。４月１日付人事異動で民生部次長兼住民課長を拝命しました戸谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

○上下水道部次長兼下水道課長　北條寿文君

おはようございます。上下水道部次長を拝命しました北條です。下水道課長を引き続き兼務させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○民生部次長兼健康推進課長　後藤雅幸君

おはようございます。民生部次長兼健康推進課長を拝命しました後藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務部次長兼安心安全課長　森　実央君

おはようございます。総務部次長兼安心安全課長を拝命いたしました森と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○消防次長兼総務課長　三谷克利君

おはようございます。消防次長兼総務課長を拝命した三谷です。よろしくお願いいたします。

○土木農政課長　浅井　修君

土木農政課長を拝命しました浅井でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○水道課長　東方俊樹君

おはようございます。水道課長を拝命しました東方です。よろしくお願いします。

○ふるさと振興課長　加藤慎太郎君

おはようございます。ふるさと振興課長を拝命しました加藤慎太郎と申します。どうぞよろしくお願いします。

○議長　伊藤俊一君

議員のタブレット及び理事者の皆さんに議会運営委員会報告書、議事日程が配付されております。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いをいたします。

傍聴される皆さんにもお願い申し上げます。議事を円滑に進行するため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにしていただきますようご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、これより令和８年第２回蟹江町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には荒木慎介君を指名いたします。

ここで、本会議を一旦休憩し、議会運営委員会の開催をいたします。

議会運営委員長、安藤洋一君、よろしくお願いいたします。

○議会運営委員長　安藤洋一君

それでは、議会運営委員会を開催しますので、委員の皆さんは協議会室へ移動をお願いします。

○議長　伊藤俊一君

それでは、本会議を暫時休憩いたします。

（午前９時04分）

○議長　伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前９時13分）

○議長　伊藤俊一君

ここで、去る５月22日に開催されました議会運営委員会並びにただいま開催されました議会運営委員会の協議結果についての報告を求めます。

議会運営委員長、安藤洋一君、ご登壇ください。

（13番議員登壇）

○議会運営委員長　安藤洋一君

改めまして、皆さん、おはようございます。議会運営委員長です。

それでは、去る５月22日に開催されました令和８年第２回６月定例会の第１回議会運営委員会の内容について報告を申し上げます。

１、会期の決定について。

令和８年６月２日火曜日、本日から６月23日火曜日までの22日間。

２、議事日程について。

日時、議事日程、備考の順に読み上げてまいります。

６月２日火曜日午前９時、議案の上程、付託、精読。そして、人事案件、先議案件の審議、採決が行われます。予定終了の後、全員協議会。終了の後、議員総会が開催されます。

備考の欄に入りまして、人事案件が同意第２号から同意第13号までの12件、先議案件が承認第２号、議案第35号、第36号の合わせて３件になります。

３日水曜日午前９時、これは、２日に終了または開催できなかった場合の予備日となっております。

９日火曜日午前９時、総務建設常任委員会が行われます。付託事件審査、終了の後、所管事務調査となっております。

付託事件につきましては、議案第26号から議案第28号、議案第33号、議案第34号、以上５件であります。終了の後、今後の打合せとなっております。

同日、午後１時30分より、民生教育常任委員会が開催されます。付託事件審査、終了の後、所管事務調査。

付託事件につきましては、議案第29号から議案第32号の４件となっております。終了の後、今後の打合せの予定となっております。

16日火曜日午前９時からは一般質問が行われます。終了の後、議会広報編集委員会。これは、８月１日発行号の割り付け等となっております。終了の後、議会運営委員会を開催します。意見書の取扱い等であります。

17日水曜日午前９時、これは、16日に終了または開催できなかった場合の予備日となっております。

23日火曜日午前９時、まず、委員長報告、そして、議案の審議、採決。全て終了して閉会となっております。終了の後、議員互助会総会を開催する予定となっております。

３、人事案件について。

（１）同意第２号「蟹江町農業委員会委員の任命について」から（12）同意第13号「蟹江町農業委員会委員の任命について」、以上12件は一括議題とし、初日に追加日程により一括審議、採決を行うものであります。

４、先議案件について。

（１）承認第２号「蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」。

（２）議案第35号「マイクロバス購入契約の締結について」。

（３）議案第36号「蟹江保育所改修工事請負契約の締結について」。

以上３件は、初日に追加日程により審議、採決を行います。

５、総務建設常任委員会所管事務調査について。

６月９日火曜日、付託事件審査終了後に、今後の調査について打合せを行うものであります。

６、民生教育常任委員会所管事務調査について。

６月９日火曜日、付託事件審査終了後に、今後の調査について打合せを行うものであります。

７、一般質問について。

（１）通告書様式により、質問の要旨を項目別に具体的かつ明確に記載をし、定例会初日の前日正午までに議長へ通告をお願いします。これはもう締め切られております。答弁を求める者についても通告書に記載をお願いいたします。

（２）質問の際の議員提出参考資料については、質問１日目の前々日の正午までに議会事務局に電子データの提出をお願いいたします。

（３）質問当日にモニターやパネル等を使用する議員は、質問１日目の前々日の正午までに議会事務局に申出をお願いいたします。

８、意見書等について。

３月定例会以後、新たに提出された意見書（１）から（５）の取扱いについて、一般質問終了後、議会運営委員会を開催し、協議を行います。

（１）介護報酬および障害福祉サービス等報酬の臨時改定を求める意見書。

（２）保育等の公定価格の見直しを求める意見書。

（３）ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業の中止を求める意見書。

（４）日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。

（５）「黒い雨」被災者すべてに、被爆者手帳の交付を求める意見書。

以上であります。

９、その他。

（１）議会報告会について。

協議の結果、議会報告会のありようについて今後の検討課題とし、今年度は実施を見送ることといたしました。

（２）議員総会の開催について。

６月２日火曜日または３日水曜日の全員協議会終了後に開催し、議会報告会についての議会運営委員会での協議結果を報告いたします。

また、５月18日に開催されました議会ＩＣＴ推進部会での協議結果の報告を受けることとなっております。

（３）議員互助会総会の開催について。

６月23日火曜日、閉会後に開催をいたします。

（４）議場へ設置する鉢花について。

６月定例会会期中、蟹江町花き部会より提供されるブーゲンビリアの鉢花を議場へ設置を行います。これは既に設置されております。

（５）緊急地震速報訓練について。

開会初日の予備日である６月３日水曜日午前11時頃に全国瞬時警報システム全国一斉情報伝達試験、一般質問の予備日である６月17日水曜日午前10時頃に緊急地震速報訓練が実施される予定となっております。両日とも同報無線及び庁舎内に放送が流れるため、会議中の場合は、暫時休憩にて対応を行うものであります。

（６）蟹江町議会議員の請負の状況について。

蟹江町議会議員の請負の状況の公表に関する条例及び同条例施行規程の規定に基づき、令和７年度中の蟹江町に対する請負について、該当者は請負状況等報告書（様式第１号）を、６月30日火曜日までに議会事務局へ提出をお願いいたします。

（７）須成祭ポロシャツの着用について。

６月定例会会期中の本会議において、全議員で須成祭ポロシャツを着用することといたしました。また、理事者側にも着用について議長から申入れを行うことといたしました。これについては、ご協力ありがとうございます。

この報告については、以上であります。

続きまして、先ほど行われました令和８年第２回６月定例会の第２回議会運営委員会についてご報告を申し上げます。

なお、この会議については、緊急会議でありましたので、本会議にて口頭報告のみとなります。速報・書面による報告は省略をさせていただきますので、ご了承願います。

１、追加議案について。

追加議案として「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を上程したい旨、理事者から申出がありましたので、その取扱いについて協議をいたしました。

ついては、本日、当初より予定していた議事日程の最後尾に本議案を追加し、議事進行を行うことといたしました。

また、本議案については、総務建設常任委員会に付託することと決定いたしました。

報告については以上であります。

（13番議員降壇）

○議長　伊藤俊一君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

○議長　伊藤俊一君

日程第１　「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、９番三浦知将君、10番吉田正昭君を指名いたします。

○議長　伊藤俊一君

日程第２　「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会会期は、本日から６月23日までの22日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、会期は、22日間と決定いたしました。

○議長　伊藤俊一君

日程第３　同意第２号「蟹江町農業委員会委員の任命について」から日程第14　同意第13号「蟹江町農業委員会委員の任命について」までの12件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○産業建設部長　肥尾建一郎君

では、改めまして、おはようございます。

それでは、同意第２号から同意第13号までの「蟹江町農業委員会委員の任命について」、一括でご提案をさせていただきます。

では、同意第２号「蟹江町農業委員会委員の任命について」。

蟹江町農業委員会委員を次のとおり任命したいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、議会の同意を求める。

令和８年６月２日提出、蟹江町長、横江淳一。

氏名、三和田賢次。

住所、生年月日については記載のとおりとさせていただきます。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、農業委員会委員の任期が令和８年７月19日をもって満了となり、後任の委員を任命する必要があるからであります。

２ページをお願いいたします。

蟹江町農業委員会委員任命予定者の略歴等でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、３ページをお願いいたします。

蟹江町農業委員会委員任期経過表でございます。

今回の任期は、令和８年７月20日から令和11年７月19日までの３年間となっております。

次に、４ページをお願いいたします。

同意第２号から同意第13号関係資料でありまして、農業委員会の委員候補者一覧となっております。

同意第３号から同意第13号までの委員候補者につきましては、この資料にてご説明をさせていただきますので、よろしくお願いします。

なお、生年月日、住所につきましては、記載のとおりとさせていただきます。

では、２番目の同意第３号でございます。

氏名、寺西幸司。性別が男性。選考事由、認定農業者に準ずる者でございます。

続きまして、同意第４号。

氏名、猪飼和正。性別、男性。選考事由、蟹江町土地改良区より推薦された農業者でございます。

同意第５号。

氏名、伊藤賢治。性別、男性。選考事由、蟹江町土地改良区より推薦された農業者でございます。

同意第６号。

氏名、伊藤光彦。性別、男性。選考事由、蟹江町土地改良区より推薦された農業者でございます。

同意第７号。

氏名、金井剛。性別、男性。選考事由、蟹江町土地改良区より推薦された農業者でございます。

同意第８号。

氏名、竹川秀夫。性別、男性。選考事由、蟹江町土地改良区より推薦された農業者でございます。

同意第９号。

氏名、本多孝行。性別、男性。選考事由、蟹江町土地改良区より推薦された農業者でございます。

同意第10号。

氏名、安井武尚。性別、男性。選考事由、蟹江町土地改良区より推薦された農業者でございます。

同意第11号。

氏名、山田藤義。性別、男性。選考事由、蟹江町土地改良区より推薦された農業者でございます。

同意第12号。

氏名、伊藤由利子。性別、女性。選考事由、地域農業に精通している者として応募のあった方となっております。

同意第13号。

氏名、佐々木和代。性別、女性。選考事由、利害関係を有しない者として応募のあった方となっております。

以上のとおりご提案をさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○町長　横江淳一君

それでは、私のほうから、今一括提案をさせていただきました12名の農業委員の任命につきまして、推薦の弁を述べさせていただきたいと思います。

12名の候補の方々、いずれも日頃より本町の農業振興のためにご尽力をいただいている人ばかりでございます。

12名の候補者のうち、８名の候補者につきましては、現職の農業委員会委員であります。当町の農業情勢並びに農業委員会に関する事項に見識をしっかりとお持ちの方々ばかりでございます。

また、残りの４人の候補者につきましても、地域農業に精通しておられ、農業者、そして、農業者団体から、新たな農業委員会委員として推薦を受けられた方々でございます。

いずれにいたしましても、当町の農業に精通をされている方々でございますし、大変立派な方々ばかりだというふうに思ってございます。次期農業委員会委員として適切だと思ってございますので、議員の皆様方のご同意を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

○議長　伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております同意第２号から同意第13号までは精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、同意第２号から同意第13号までは精読とされました。

○議長　伊藤俊一君

日程第15　承認第２号「蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長　鈴木孝治君

それでは、ご提案申し上げます。

承認第２号「蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和８年６月２日提出、蟹江町長、横江淳一。

提案理由。

この案を提出するのは、地方税法等の一部を改正する法律が公布された後、同日中に本条例を公布する必要があり、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったからである。

次のページをお願いいたします。

専決第２号。

専決処分書。

蟹江町税条例の一部改正について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第１項の規定により、次のように専決処分するものとする。

令和８年３月31日専決、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町税条例の一部を改正する条例。

蟹江町税条例（昭和37年蟹江町条例第５号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正の概要にて説明をさせていただきます。

なお、４ページから18ページまでは新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、19ページのほうをお願いいたします。

一部改正の概要でございます。

改正の理由。

地方税法等の一部改正に伴うもの。

改正の内容。

地方税法等の一部改正（令和８年３月31日公布）に伴い、米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減、簡素化するため、令和７年度末をもって環境性能割を廃止し、種別割の名称を変更することとした。

施行期日は、令和８年４月１日でございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長　伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております承認第２号は、精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、承認第２号は精読とされました。

○議長　伊藤俊一君

日程第16　報告第１号「令和７年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長　鈴木孝治君

それでは、ご報告申し上げます。

報告第１号「令和７年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について」。

令和７年度蟹江町一般会計の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰越したので、地方自治法施行令第146条第２項の規定により報告する。

令和８年６月２日提出、蟹江町長、横江淳一。

２ページのほうをお願いいたします。

令和７年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書。

２款総務費、１項総務管理費、事業名、住民情報管理事業、翌年度繰越額141万9,000円。財源内訳は、未収入特定財源となります。

次に、事業名、戸籍事務電算化事業、翌年度繰越額162万8,000円。財源内訳は、未収入特定財源となります。

これらの内容といたしましては、戸籍の附票に旧氏及び振り仮名を記載するなどのシステム改修を行う事業で、翌年度に繰り越すものとなります。

続きまして、３款民生費、２項児童福祉費、事業名、物価高対応子育て応援手当支給事業、翌年度繰越額203万7,620円。財源内訳は、未収入特定財源となります。

内容といたしましては、児童手当受給者に対し、児童１人当たり２万円を支給する事業で、翌年度に一部繰り越すものとなります。

続きまして、９款教育費、２項小学校費、事業名、小学校施設整備事業、翌年度繰越額３億9,737万5,000円。財源内訳は、未収入特定財源となります。

内訳といたしましては、小学校５校の体育館に空調機を設置する等の事業で、翌年度に繰り越すものとなります。翌年度繰越額の合計は４億245万9,620円でございます。

以上のとおりご報告いたしますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長　伊藤俊一君

報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、報告第１号「令和７年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について」を終わります。

○議長　伊藤俊一君

日程第17　議案第26号「蟹江町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長　鈴木孝治君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第26号「蟹江町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」。

蟹江町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年６月２日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

蟹江町職員の特殊勤務手当に関する条例（令和８年蟹江町条例第１号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正の概要にて説明をさせていただきます。

下のほうをお願いいたします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、人事院規則の一部改正に伴い必要があるからである。

なお、２ページは新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、３ページのほうをお願いいたします。

改正の理由。

人事院規則の一部改正に伴い、災害応急作業等手当の額を変更するためでございます。

なお、この蟹江町職員の特殊勤務手当に関する条例につきましては、令和８年３月議会において制定され、令和８年４月１日から施行しておりますが、人事院規則の一部改正が令和８年４月８日に公布されたことに伴い、今回改めて一部改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容でございます。

災害応急作業等手当。

勤務内容、災害対策本部が設置された町外への派遣（職員）。

変更前が日額710円、変更後は日額950円でございます。

勤務内容、緊急消防援助隊として行う作業（消防職員）。

変更前が日額840円、変更後が日額1,120円でございます。

勤務内容、規則で定める大規模災害での作業。

変更前が1,080円、変更後が1,440円でございます。

施行期日は公布の日で、令和８年４月１日適用でございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長　伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第26号は、会議規則第39条第１項の規定により、総務建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長　伊藤俊一君

日程第18　議案第27号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長　鈴木孝治君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第27号「蟹江町税条例の一部改正について」。

蟹江町税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年６月２日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町税条例の一部を改正する条例。

蟹江町税条例（昭和37年蟹江町条例第５号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正の概要にて説明をさせていただきます。

９ページのほうをお願いいたします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い、規定の整備等の必要があるからである。

なお、10ページから36ページまでは新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、37ページのほうをお願いいたします。

一部改正の概要でございます。

改正の理由。

地方税法等の一部改正等に伴うもの。

改正の内容。

まず、町民税でございます。

第32条、自己の同族会社である法人との合計で株式等の保有割合が100分の３以上となる内国法人から支払を受ける上場株式等の配当等について、引き続き総合課税の対象とした上で、配当割の対象とすることとした。

この改正は、令和８年４月１日から適用されます。

第33条の７、附則第７条の４のうち読替適用部分、附則第９条の２、寄附金税額控除について、復興特別所得税の課税期間の延長及び税率の改正並びに防衛特別所得税の創設に伴い、規定の整備を行うこととした。

この改正は、令和10年１月１日から適用されます。

第35条の２、第35条の３の２、第35条の３の３、所得税の源泉徴収を要しない公的年金等受給者のうち、障害者等に該当する者又は扶養親族等を有する者について、公的年金等受給者の扶養親族等申告書を提出するものとした。

この改正は、令和９年１月１日から適用されます。

附則第６条、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の期限を撤廃することとした。

この改正は、令和９年１月１日から適用されます。

附則第７条の３、附則第７条の３の２、附則第16条の３から附則第17条まで、附則第18条、附則第19条、附則第20条から附則第20条の３まで、住宅借入金等特別税額控除の控除限度額の算定方法の改正及び適用期限の延長に伴う条項の整理を行うこととした。

この改正は、令和８年４月１日から適用されます。ただし、適用期限の延長については、令和９年１月１日から適用されます。

附則第８条、肉用牛の売却による事業所得に係る特例年度を３年延長し、令和12年度までとすることとした。

この改正は、令和８年４月１日から適用されます。

附則第17条の２、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る特例の見直しを行いつつ、特例年度を３年延長し、令和11年度までとすることとした。

この改正は、令和８年４月１日から適用されます。ただし、特例の見直しについては、令和10年１月１日から適用されます。

附則第７条の４のうち規定の適用部分、附則第19条の３、特定暗号資産の譲渡をした場合には、当該特定暗号資産の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得については、他の所得と分離して課税することとした。

この改正は、金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和８年法律第　号）の施行の日の属する年の翌々年の１月１日から適用されます。こちらの法律のほうの括弧書きの号がないのは、まだ公布されていないということでございます。

続きまして、39ページをお願いいたします。

固定資産税でございます。

第59条、固定資産税の免税点について、家屋は20万円から30万円に、償却資産は150万円から180万円に引き上げることとした。

この改正は、令和９年４月１日から適用されます。

附則第10条の２、附則第10条の３。

内容につきましては、表のとおりでございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

地方税法等の改正に伴い、わがまち特例の規定の整備を行うこととした。

この改正は、令和８年４月１日から適用されます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長　伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第27号は、会議規則第39条第１項の規定により、総務建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第27号は総務建設常任委員会に付託することと決定いたしました。

○議長　伊藤俊一君

日程第19　議案第28号「蟹江町都市計画税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長　鈴木孝治君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第28号「蟹江町都市計画税条例の一部改正について」。

蟹江町都市計画税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年６月２日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町都市計画税条例の一部を改正する条例。

蟹江町都市計画税条例（令和６年蟹江町条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、一部改正の概要にて説明をさせていただきます。

３ページのほうをお願いいたします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、地方税法等の一部改正に伴い規定の整理の必要があるからである。

なお、４ページから８ページまでは新旧対照表でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、９ページのほうをお願いいたします。

一部改正の概要でございます。

改正の理由。

地方税法等の一部改正に伴うもの。

改正の内容。

新附則第７項、新附則第８項、地方税法の改正に伴い、改修特別特定建築物に対するわがまち特例の規定の整備を行うこととした。

内容につきましては、表のとおりでございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

附則第２項から附則第６項まで、附則第８項から附則第19項まで、地方税法の改正に伴い、条項の整理を行うこととした。

施行期日は公布の日で、令和８年４月１日適用でございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長　伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第１項の規定により、総務建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第28号は総務建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長　伊藤俊一君

ここで、土木農政課長、税務課長の退席と、介護福祉課長、こども福祉課長、保険医療課長の入場を許可いたします。

職員の入替えのため、暫時休憩といたします。

（午前９時56分）

○議長　伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前９時57分）

○総務部長　鈴木孝治君

それでは、報告第１号「令和７年度蟹江町一般会計繰越明許費繰越計算書について」につ

いて、一部訂正をさせていただきたいと思います。

先ほど、教育費、小学校費、小学校施設整備事業のところで、翌年度繰越額３億9,737万5,000円。財源内訳について未収入特定財源と申し上げましたが、財源内訳につきましては、未収入特定財源と一般財源もございますので、訂正させていただきたいと思います。

なお、金額につきましては、未収入特定財源が３億9,730万円、一般財源が７万5,000円でございます。大変申し訳ございませんでした。

○議長　伊藤俊一君

日程第20　議案第29号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長　不破生美君

それでは、よろしくお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第29号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」。

蟹江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年６月２日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

蟹江町国民健康保険税条例（昭和36年蟹江町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、改正の概要にてご説明申し上げます。

５ページをお願いいたします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行等に伴い必要があるからでございます。

６ページから25ページは新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、26ページをお願いいたします。

改正の概要でございます。

改正の理由でございます。

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行等に伴い必要があるためでございます。

改正の内容。

第２条、子ども・子育て支援納付金課税額の新設、国民健康保険税課税限度額の設定及び見直しを行う改正でございます。

改正につきましては、下表のとおりでございます。

今回改正がございますのは、基礎課税額の変更。それと、最下段の子ども・子育て支援納

付金課税額の新設でございます。

続いて、第９条の４、第９条の５、第９条の６、第９条の７、子ども・子育て支援納付金課税額の税率等を定めるものでございます。税率等は下表のとおりでございます。

続きまして、27ページをお願いいたします。

第24条、低所得世帯に対する軽減判定基準を見直すものでございます。こちらは、２割軽減及び５割軽減を見直すものでございます。下表のとおりでございます。

続きまして、２、子ども・子育て支援納付金課税額の７割・５割・２割軽減世帯における軽減される均等割額、18歳以上均等割額及び平等割額について規定を定めるものでございます。それぞれ下表のとおりでございます。

28ページ、３、子ども・子育て支援納付金課税額の７割・５割・２割軽減世帯及び軽減世帯以外の世帯にかかる未就学児の軽減される均等割額について規定を定めるものでございます。こちらも下表のとおりでございます。

続いて、４、子ども・子育て支援金課税額の産前産後期間における出産被保険者の軽減される所得割額、均等割額及び18歳以上均等割額について規定を定めるものでございます。

５、18歳未満被保険者にかかる子ども・子育て支援金課税額の均等割額を10割軽減する規定を定める。

施行期日を公布の日といたしました。ただし、令和８年度以降の年度分の国民健康保険税から適用いたします。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長　伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○７番　板倉浩幸君

７番　板倉です。

今回、国民健康保険税条例の一部改正ですけれども、既に子ども・子育て支援法が４月１日から施行されて、それで、国民健康保険もかかってくるわけなんですけれども、ちょっと資料請求として、今回、国民健康保険税の課税限度額の引上げ、基礎分ですけれども、引上げと、続いて、低所得者に対する軽減判定基準の見直しが、２割、５割とあるんですけれども、これについての影響する世帯数と額についての資料をお願いしたいと思います。

それと、もう１点ですけれども、課税分として子ども・子育て支援納付金の課税額というのが提案されております。

これで、ちょっと分かりにくいので、モデルケース的なことで、実際、子ども・子育て支援金がどのぐらいかかるのかの試算があったらお願いしたいと思います。

以上です。

○保険医療課長　山田尚徳君

先ほど議員が言われましたような資料を委員会で審議していただけるように、資料提出させていただきますので、よろしくお願いします。

○議長　伊藤俊一君

ただいま請求がありました資料につきましては、６月５日金曜日までに事務局へ提出をお願いをいたします。

他にございませんか。

（発言する声なし）

他にないようですので、ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第１項の規定により、民生教育常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号は民生教育常任委員会に付託することに決定をいたしました。

○議長　伊藤俊一君

日程第21　議案第30号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長　不破生美君

それでは、引き続きよろしくお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第30号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」。

蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年６月２日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例。

蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年蟹江町条例第15号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、改正の概要にてご説明申し上げます。

７ページをお願いいたします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い必要があるからでございます。

８ページから27ページは新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

28ページをお願いいたします。

改正の概要でございます。

改正の理由。

満３歳以上限定小規模保育事業の創設に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正があったため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございます。

１、満３歳以上限定小規模保育事業の利用定員は、６人以上19人以下とし、保護者の労働や疾病又はその他の事由で、家庭において必要な保育が困難であるこどもに係る利用定員を施設ごとに定めるものとすることといたしました。

２、満３歳以上限定小規模保育事業の事業者は、申込みのあったこどもの数及び現在その施設を利用しているこどもの総数が、利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められるこどもが優先的に利用できるよう、選考するものとすることといたしました。

施行期日、公布の日といたしました。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長　伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第１項の規定により、民生教育常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号は民生教育常任委員会に付託することと決定いたしました。

○議長　伊藤俊一君

日程第22　議案第31号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長　不破生美君

引き続きよろしくお願いいたします。

ご提案申し上げます。

議案第31号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部

改正について」。

蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年６月２日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例。

今回の改正は２条立てでございます。

改正の内容につきましては、概要にてご説明申し上げます。

４ページをお願いいたします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い必要があるからでございます。

６ページから14ページは新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

15ページをお願いいたします。

一部改正の概要でございます。

改正の理由。

家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い所要の改正を行うものでございます。

改正の内容。

１、満３歳以上限定小規模保育事業の創設に伴い、満３歳以上限定小規模保育事業者については、保育の内容に関する助言や代替保育士について、連携協力を行う保育所等を適切に確保しなければならないことといたしました。

２、看護士等及び理学療法士等を１人に限り保育士扱いとしてよいこととするが、保育を行う場合は、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならないことといたしました。

３、満３歳以上満４歳未満の園児おおむね20人に１人以上の職員を置くこととされているところを、おおむね15人につき１人以上とするよう改め、当分の間、20人に１人以上の配置もできることとする経過措置について、令和10年３月31日を期限といたしました。

施行期日、公布の日といたしました。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長　伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第１項の規定により、民生教育常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は民生教育常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長　伊藤俊一君

日程第23　議案第32号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長　不破生美君

引き続きご提案申し上げます。

議案第32号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」。

蟹江町介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年６月２日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町介護保険条例の一部を改正する条例。

蟹江町介護保険条例（平成12年蟹江町条例第４号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、概要にてご説明申し上げます。

２ページをお願いいたします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い必要があるからでございます。

３ページから４ページは新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

５ページをお願いいたします。

改正の概要でございます。

改正の理由。

介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴うもの。

改正の内容。

令和７年度町民税非課税の者（第１号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員）が、令和７年度税制改正による給与所得控除の見直し等により、令和８年度も引き続き町民税非課税となるよう、非課税の基準から控除の引き上げ分の範囲の就労調整（就労収入の増加）を行った場合については、介護保険法第142条に定める「特別の理由」に該当するとして、当該者の介護保険料を令和８年度の算定において、課税・非課税の判定について町民税非課税として判定する保険料まで減免するものでございます。

被保険者の負担の公平性を確保するため、令和８年度の保険料算定に限り行うものとし、

申請によらず適用するものといたしました。

施行期日、公布の日といたしました。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長　伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○７番　板倉浩幸君

７番　板倉です。

今回の議案なんですけれども、ちょうど令和８年の３月議会でも同じような内容の条例改正があったと思うんですけれども、同じように、給与所得控除の見直しで、55万円が65万円になったよということで、条例だったと思うんですけれども、何が違うのか、これだけちょっと確認させてください。

○介護福祉課長　松井智恵子君

それでは、ただいまご質問いただきました件についてお答えをさせていただきます。

初めに、前回、３月議会の介護保険条例の一部改正の内容について、改めてご説明をさせていただきます。

その内容としましては、令和８年度の介護保険料を算定する際に限りまして、令和７年度税制改正の影響を遮断し、給与所得控除を税制改正前のものとして算定するというものでございました。

続きまして、今回の一部改正につきましては、令和７年度の町民税が非課税で、令和８年度町民税も非課税となる者のうち、令和７年度税制改正の影響を遮断することにより、令和８年度介護保険料の算定において、町民税が課税の扱いとなり、介護保険料が上がってしまうという場合について、介護保険法に定める「特別の理由」に該当するものとして、町民税非課税として判定する介護保険料まで減免するものでございます。

以上でございます。

○７番　板倉浩幸君

詳しくは委員会でもいいんですけれども、今の内容だと何か聞いていても同じで、保険料の算定の関係で、上がった分だけを減免しますよという中身も、３月議会でも書いていたんだけれども、ちょっとまた詳しく委員会のほうで。

それだけちょっと最初に確認したかったので質問しました。また委員会で確認します。

○議長　伊藤俊一君

他に質疑はございませんか。

（発言する声なし）

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第32号は、会議規則第39条第１項の規定により、民生教育常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号は民生教育常任委員会に付託することに決定いたしました。

ここで、介護福祉課長、こども福祉課長、保険医療課長の退席と、上下水道部次長兼下水道課長、水道課長の入場を許可いたします。

職員の入替えのため、暫時休憩といたします。午前10時35分から再開をいたします。

（午前10時22分）

○議長　伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時35分）

○議長　伊藤俊一君

日程第24　議案第33号「蟹江町下水道事業の設置等に関する条例及び蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部長　石原己樹君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第33号「蟹江町下水道事業の設置等に関する条例及び蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」。

蟹江町下水道事業の設置等に関する条例及び蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年６月２日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町下水道事業の設置等に関する条例及び蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、一部改正の概要にて説明させていただきます。

では、提案理由でございます。

この案を提出するのは、地方自治法の一部改正に伴い必要があるからである。

２ページは新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

３ページをお願いいたします。

一部改正の概要でございます。

改正の理由。

地方自治法の一部改正（令和６年法律第65号）に伴うもの。

改正の内容。

第１条関係（蟹江町下水道事業の設置等に関する条例）。

第５条、準用する法律として規定している地方自治法の引用条を整理する。

改正前、「第243条の２の８第８項」。改正後、「第243条の２の９第８項」。

第２条関係（蟹江町水道事業の設置等に関する条例）。

第７条、準用する法律として規定している地方自治法の引用条を整理する。

改正前、「第243条の２の８第８項」。改正後、「第243条の２の９第８項」。

施行期日、令和８年９月24日。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長　伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第33号は、会議規則第39条第１項の規定により、総務建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号は総務建設常任委員会に付託することに決定いたしました。

○議長　伊藤俊一君

日程第25　議案第34号「蟹江町水道事業給水条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部長　石原己樹君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第34号「蟹江町水道事業給水条例の一部改正について」。

蟹江町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年６月２日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町水道事業給水条例の一部を改正する条例。

改正の内容につきましては、一部改正の概要にて説明させていただきます。

３ページをお願いいたします。

提案理由でございます。

この案を提出するのは、水道料金改定等に伴い必要があるからである。

４ページから７ページは新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

８ページをお願いいたします。

一部改正概要でございます。

改正の理由。

非常時における宅内配管の早期復旧及び水道料金の改定のため。

改正の内容。

第６条、第16条、第23条、第24条、水道料金の改定に伴う語句の整理及び別表第２（第23条関係）を改定する。

別表第２、別表第２を次のように改める。

別表第２（第23条関係）。

１、基本料金。

口径基本料金一月ごとのものが記載されております。

13ミリメートルが1,150円、20ミリメートルが1,500円、25ミリメートルが4,000円、30ミリメートルが8,000円、40ミリメートルが１万3,000円、50ミリメートルが１万9,000円、75ミリメートルが４万3,000円、100ミリメートルが７万円、臨時用が4,000円、休止用13ミリメートルが500円、20ミリメートル以上が800円となります。

備考、集合住宅の基本料金は、当該集合住宅の各戸の口径の区分に応じた基本料金の総和とする。

２、従量料金。

一月の使用水量、１立方メートル当たりの料金が記載されております。

１立方メートルから10立方メートルまでが50円、11立方メートルから20立方メートルまでが150円、21立方メートルから40立方メートルまでが210円、41立方メートル以上が250円、臨時用が400円となります。

備考、集合住宅の従量料金は、みなし水量を契約戸数で除して得た水量（その水量に商の余りが生じた場合は、その余りと同数の戸数に均等に割り振る。）を従量料金の区分に基づき算定して得た額の総和とする。

第10条、災害その他非常の場合において、町長が必要と認める場合、指定給水装置工事業者以外の他の水道事業者等が施行することができるように規定を整備する。

施行期日、この条例は公布の日から施行する。ただし、別表第２の改正規定は、令和９年２月１日から施行する。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長　伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○７番　板倉浩幸君

７番　板倉です。

今回、水道料金の改定の議案であります。ほかに早期復旧とかあるんですけれども、今回

審議会も４回開催されての改定内容になっているんですけれども、今説明あったように、基本料金から使用水量の金額の説明があったんですけれども、今回この料金改定について、現行の料金体系とちょっと、新しく料金体系になる、もうちょっと詳しくお願いしたいと思います。

○水道課長　東方俊樹君

では、今のご質問にご回答させていただきたいと思います。

今回は、審議会４回開かせていただきまして、水道料金の改定を行っていくものでございますが、基本的に料金体系としましては、総体的には25％を上乗せする形で改定のほうを行っております。

その中で、基本水量、今まで１か月当たり10立方メートルまでは同じ金額ということがあったんですが、公平な負担ということも含めまして、口径当たりの基本の料金と、あと、使った水量によってかかる料金というところで、金額が定まっておるものでございます。

大体一般的には、13ミリメートルの家庭の方が今多うございますが、新規で家を建てられるような方につきましては、20ミリメートルの方が多いという中で、総体的に25％を狙ったところで、料金改定をしたというところが大枠の概要でございます。

以上です。

○７番　板倉浩幸君

当初から僕も、使ってもいない水道料金、２か月分の検針で20立方メートルまで基本料金をしています。この辺はどうかということをずっと質問していて、今回、新料金になる上で、口径別も取り入れて、使った分だけの使用料にしていくということでよろしいですよね。

あと、多分これ公布の日、施行期日があって、公布は公布の翌日からで、別表２で令和９年２月１日から適用するとあるんですけれども、つまりこれは、来年２月の検針から今回提案がされている改定の見直しということでよろしいでしょうか。

○水道課長　東方俊樹君

議員のおっしゃるとおりでございまして、令和９年２月検針分から新規の料金ということになります。この条例が可決されたところによりますと、また周知期間とかも必要になりますので、そういったところも踏まえて、こういった期間にしております。

以上でございます。

○７番　板倉浩幸君

周知もあるということで、いや、何で年度途中からかなと。だから、予算のときにも聞いたんだけれども、予算でも、もう３月分、４月分か、違う、ちょっと分からない。

１、２も検針で、予算化されていたんですけれども、今、周知の関係もあるという答弁だったんだけれども、令和９年度からだと、区切りではちょうどいいということで聞いているんだけれども、２月検針にした理由と、大体25％の引上げですよということで、あと、審議

会の答申書も全文拝見したんだけれども、その中で資金残高４億円と書いてありますよね、確保したいと。

これについて、４億円の根拠、どうしてそこまで要るのかというのが、ちょっと審議会の内容を見てもつかめなかったので、まずその２点お願いします。

○水道課長　東方俊樹君

ではまず、令和９年２月からというところの時期についてのことなんですが、こちらに関しましては、直近でもうかなり経営的には厳しい状態がある中で、なるべく早くしたいというところが本音でございます。

その中で、４億円という金額ですが、こちらは１期当たり、水道料金の調定としては１億2,000万円ほど上がるんですが、それ掛ける３の４億円程度というところなんですけれども、こちらは、災害だとか、収入が切れてしまった場合のところで、どれだけ無収入でいけるのか、水道事業を経営できるのかというところで設定させていただいております。

基本的には、１年から半年を見るのが妥当というところでお聞きしているところでございます。

以上です。

○７番　板倉浩幸君

来年２月の検針分からですよという、理由としては、周知も必要で、本当はもっと早くやりたいということですか、その答弁を聞いていると。

今回条例改正されたら、もうすぐにでも本当はやりたいんだけれども、周知の期間もあって、来年２月の検針分からということでいいんですか。

○上下水道部長　石原己樹君

ただいまのご質問ですが、先ほど課長から説明がありましたが、その上に少し補足させていただきます。

もともと令和６年に経営戦略のほうを改定しておりまして、そのときの見通しでは、2031年には、もう資金がショートすると。2034年には２億円以上の純損失ということになっております。

経営戦略上では、令和８年10月には料金改定が必要であるというような、実はなっておりまして、現状としては計画が遅れているということがございますので、なるべく早く、できる限りということで、最短の日程で進めさせていただいているところでございます。

○７番　板倉浩幸君

補足で答弁していただいて、あと、審議会もそうですけれども、経営戦略でも、２回考えていますよね、25％、25％。

今回、大体平均で25％引き上げるわけなんですけれども、やっぱり本当に今後、今回の算定だと令和12年度までか。令和13年度にどうするかということは、本当に今の資金残高も含

めて、その辺の検討は、ひょっとしたら値上げしなくても済む状況になるのか、それでも足りないのかという見通し、審議会で議論された中で、ちょっとその辺について、今後の見通しも含めてですけれども、お願いします。

○水道課長　東方俊樹君

令和13年以降のお話なんですけれども、こちらについても、まだ現状、状況がどうなっているか分からないところもございます。今後もいろいろな経費削減等もしながら、経営をしっかり確保していきながら、その状況によって当然変わってくるものですから、しっかり議論、検討しながら、令和13年度以降については決定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○７番　板倉浩幸君

ぜひ本当によく議論しなければいけないと思うし、あと、最後なんだけれども、今回、25％の見直しですよ、改定ですということで、大体13ミリメートル、20ミリメートルが、世帯で一番割合を占めていると思うんですけれども、現行の料金と新しく変わった場合の料金が比較できる、水道料金、今の料金体系の話も出て、計算はできると思うんだけれども、ちょっと分かりやすい資料を、資料請求ですけれども、お願いしたいです。

あと、津島市も見直しをしましたし、あと、名古屋市もして、そんな状況で、近隣との比較も、できたらお願いしたいと思います。

以上です。

○水道課長　東方俊樹君

では、資料のほう、また作成させていただきまして、提出をさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長　伊藤俊一君

ただいま請求がありました資料につきましては、６月５日金曜日までに事務局へ提出をお願いをいたします。

他にございませんか。

（発言する声なし）

他にないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第34号は、会議規則第39条第１項の規定により、総務建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は総務建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

ここで、上下水道部次長兼下水道課長、水道課長の退席と、こども福祉課長、ふるさと振興課長の入場を許可いたします。

職員の入替えのため、暫時休憩といたします。

（午前10時54分）

○議長　伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時55分）

○議長　伊藤俊一君

日程第26　議案第35号「マイクロバス購入契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○政策推進室長　小島昌己君

ご提案申し上げます。

議案第35号「マイクロバス購入契約の締結について」。

令和８年４月17日指名競争入札に付したマイクロバス購入について、下記のとおり購入契約を締結するため、地方自治法第96条第１項第８号及び蟹江町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により議会の議決を求める。

令和８年６年２日提出、蟹江町長、横江淳一。

記

１、契約の目的、マイクロバス３台（ふるさと振興課２台・総務課１台）の購入でございます。

２、契約の方法、指名競争入札による契約。

３、契約金額、金3,245万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金295万円）でございます。

４、契約の相手方、愛知県海部郡蟹江町本町七丁目23番地、株式会社成菱自動車、代表取締役、成田正承。

５、支出科目、ふるさと振興課、令和８年度、一般会計、２款総務費、１項総務管理費、５目企画管理費、06－01－22－01事業で、お散歩バス事業でございます。17節の備品購入費を使うこととなります。

２つ目、総務課のほうでございます。

令和８年度、一般会計、２款総務費、裏面へいっていただきまして、１項総務管理費、４目財産管理費、05－01－01－01事業の財産管理事務費でございます。17節の備品購入費を活用させていただきます。

次ページに移っていただきまして、指名業者選定調書でございます。

物件名がマイクロバス購入、納入場所は蟹江町役場でございます。

以下に会社名、資本金、直前決算時年間売上高というふうに示してございますが、10の事業者を指名させていただきまして、事業者名だけ読み上げさせていただきます。

１、愛知日野自動車株式会社　港営業所。２、三菱ふそうトラック・バス株式会社　東海ふそう。３、株式会社中部タイヤセンター　西部営業所。４、キムラユニティー株式会社名古屋北営業所。５、海津自動車。６、有限会社アタゴ自動車。７、株式会社ミラクルカーコーポレーション。８、ＮＴＰ名古屋トヨペット株式会社　蟹江店。９、愛知トヨタＷＥＳＴ株式会社　当知南支店。10、株式会社成菱自動車の10社でございます。

次ページに移っていただきまして、10の事業者を選定いたしました選定基準でございます。

業者選定基準。

１、蟹江町建設工事入札取扱内規第２条の規定に基づき、指名業者数は、おおむね10社以上とする。

２、令和８・９年度蟹江町指名競争入札参加資格審査申請書が提出されている業者の内、希望種目の大分類「製造・販売」、中分類「自動車・自転車」、小分類「自動車・自転車」、細分類「乗合自動車」、希望順位「１」に登録されている業者は18社でございました。

３、上記事業者のうち、蟹江町建設工事請負業者選定要領第３条第３項の規定による地元業者は４社でございました。

４、内規第２条に規定する指名業者数に満たないため、上記２の条件を満たす業者のうち、海部地域に事業所を有する業者２社を追加いたしました。

５、上記４の理由により、２社追加しても、内規第２条に規定する指名業者数に満たないため、上記２の条件を満たす業者のうち、上記にて追加した事業者を除く県内に事業所を有し、かつ、売上高上位４社を追加いたしました。

６、上記の理由により、本物件の購入の指名業者として10社を選定いたしました。

次のページに移っていただきまして、この10社による入札の結果、入札執行調書でございます。

入札の日時が令和８年４月17日金曜日、午後１時30分に入札を行いました。マイクロバスの購入が事業名でございます。

こちらの内容が、マイクロバス３台の購入といたしております。御存じのとおり、２台はお散歩バスとして活用するもので、うち１台は総務課所管の公用車でございます。

事業の実施場所を蟹江町役場としてございます。

入札方法は指名競争入札、予定価格は税抜きで3,226万円、落札業者が株式会社成菱自動車、落札金額が税抜きで2,950万円でございました。

入札の結果、第１回入札書の記載金額についてでございますが、１から10まで列記してございます。

入札の項目のところには、それぞれ辞退ですとか、失格ですとか、海津自動車にあっては

3,000万円、それから、株式会社ミラクルカーコーポレーションについては2,983万円、10番目の株式会社成菱自動車については2,950万円でございまして、結果、こちらの10番目が落札業者として決定いたしたということでございます。

裏面をちょっと見ていただきまして、自動車のほうが、型式変更によりまして、現時点でもうカタログのほうが発行されておらないようで、インターネットのほうにも最新の形状がまだ示されていないようでございます。

ここには、参考としまして、色も全然違う色を選定してございますが、形としては、おおむねこの形のマイクロバスを３台購入させていただけるということで、参考の資料として掲載させていただきました。

以上のとおりご提案いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長　伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○７番　板倉浩幸君

７番　板倉です。

今回マイクロバス３台の購入ということで、別案件と違って、入札がちゃんと成立したんですけれども、１点教えていただきたいのが、辞退はよく分かるけれども、失格って、これ何かお願いします。

○ふるさと振興課長　加藤慎太郎君

今の板倉議員のご質問にご回答します。

失格なんですけれども、こちら、期限までに誓約書を提出していただくんですけれども、そちらの提出がなかったものですから、事業者のほうにご連絡しました。必ず入札のほうお手続を取ってくださいとお願いしたんですけれども、時間までに入札がなかったものですから、それで指名停止というか、失格ということになりました。

以上となります。

○７番　板倉浩幸君

辞退と一緒だよね、多分。

やっぱりできんよねということになったと思うんですけれども、今回、現行のモデルの写真がないですという話で、今、トヨタのコースターなんですけれども、今回、三菱のふそうのマイクロバスになるみたいなんですけれども、入札でも、名古屋トヨペットにも入札ということであって、トヨタはやっぱり無理だったんですか。トヨタがいいか悪いかはともかくとして、今まで現状、トヨタのコースターを使ってきて、やっぱりそっちは難しかったということなのか。

多分入札できたところは、どこでも仕入れられると思うんですけれども、その辺の関係をお願いします。

○ふるさと振興課長　加藤慎太郎君

お答えさせていただきます。

そうですね。もともと町としてトヨタのコースターを使っていましたものですから、町としてもトヨタのコースターを希望しておったんですけれども、やっぱり年明けからずっと交渉して、いろんな業者から聞いているんですけれども、どうしてもやっぱり物が、今般の社会情勢で入らないということでありまして、何度かコースターとか、いろいろ当てていたんですけれども、三菱のローザしかもう今は入らない状況ということで、こちらに決めさせていただきました。

以上です。

○13番　安藤洋一君

13番　安藤洋一です。

先ほど板倉議員からも質問があった失格のところですけれども、先方から何の応答もなかったということになると、今後、ペナルティーとかそういうことはあるんでしょうか。

○ふるさと振興課長　加藤慎太郎君

安藤議員のご質問に回答させていただきます。

そうですね。こちらからいろいろ問答あって依頼したんですけれども、辞退届も出なかったということでございまして、そうなりまして、こちらの指名審査会のところで、こちらの業者に対しては、罰則といいますか、こちらで注意としまして、指名停止１か月間を申し上げました。

以上です。

○２番　多田陽子君

２番　多田です。

この３台につきまして、安全装備がどのようになっているのか教えてください。

○ふるさと振興課長　加藤慎太郎君

多田議員のご質問にご回答させていただきます。

こちら、バックカメラとかドライブレコーダー等、あと、今までどおり、ご高齢の方のためにステップで乗りやすい仕様になっておりまして、そちらの設備をつけております。

以上です。

○２番　多田陽子君

緊急停止などの装備はついていますか。

○ふるさと振興課長　加藤慎太郎君

ご回答いたします。

今の仕様では、緊急停止、ばっと止まるというストップのところは、仕様にはついてはおりません。

以上です。

○議長　伊藤俊一君

他によろしいですか。

（発言する声なし）

以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第35号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は精読とされました。

○議長　伊藤俊一君

日程第27　議案第36号「蟹江保育所改修工事請負契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長　不破生美君

ご提案申し上げます。

議案第36号「蟹江保育所改修工事請負契約の締結について」。

令和８年４月17日指名競争入札に付した蟹江保育所改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第１項第５号及び蟹江町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により議会の議決を求める。

令和８年６月２日提出、蟹江町長、横江淳一。

１、契約の目的、蟹江保育所改修工事。

２、契約の方法、指名競争入札による契約。

３、契約金額、１億1,550万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,050万円）。

４、契約の相手方、愛知県海部郡蟹江町西之森二丁目91番地、大藤建設株式会社　蟹江支店、支店長、村山英敏。

５、支出科目、令和８年度、蟹江町一般会計、３款民生費、２項児童福祉費、４目保育所費、14節工事請負費。

２ページをお願いいたします。

指名業者選定調書でございます。

１番の大藤建設株式会社　蟹江支店から12番の株式会社朝本組までの12社でございます。

自己資金、総合数値、格付を記載してございます。お目通しください。

続いて、３ページをお願いいたします。

業者選定基準でございます。

１、蟹江町建設工事入札取扱内規第２条の規定に基づき、本工事の指名業者数は、おおむね12社以上とする。

２、蟹江町建設工事請負業者選定要領第２条の規定に基づく本工事の発注基準は、建築工事・等級Ａ（１億円以上）相当工事である。

３、蟹江町建設工事請負業者選定要領第３条第３項の規定に基づき、その資格等を勘案し地元業者を優先する。

４、令和８・９年度蟹江町建設工事業者一覧（建築工事）より、上記２及び３の条件を満たす建築工事・等級Ａの業者は、２社である。

５、蟹江町建設工事入札取扱内規第２条に規定する指名業者数12社に満たないため、蟹江町請負業者選定要領第３条第２項の規定に基づき、１段階下位の建築工事・等級Ｂの業者３社を追加した。

６、上記５の理由により、３社追加しても蟹江町建設工事入札取扱内規第２条に規定する指名業者数12社に満たないため、海部津島地区に所在する等級Ａの業者７社を追加した。

７、上記の理由により、本工事の指名業者として12社を選定いたしました。

４ページをお願いします。

入札執行調書でございます。

令和８年４月17日金曜日、午前９時に開札いたしました。

内容は、建築工事・電気設備工事・機械設備工事、各一式でございます。

予定価格、税抜き１億828万円に対し、落札金額、税抜き１億500万円、落札率96.9％でございます。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長　伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○７番　板倉浩幸君

７番　板倉です。

今回、入札、蟹江保育所の改修工事ということで、全協でも説明があって、０－２歳児用ということになっていくんですけれども、今後議決されれば工事に入っていくと思うんですけれども、今後のスケジュールってどうなっているのか、ちょっと確認させてください。

○こども福祉課長　飯田陽亮君

ただいまの板倉議員のご質問にお答えさせていただきます。

この議案、お認めいただければ、すぐに正式な本契約を結びまして、６月の中旬からは、すぐに資機材等の発注、工事にかかっていきます。

まず、東園舎と西園舎があるんですけれども、東園舎を先に工事を行いまして、その後、東園舎終わり次第、西園舎という形で、保育を実施しながら進めていく形になります。

今のところ、工期としましては、２月末までの工期として考えております。

以上でございます。

○７番　板倉浩幸君

そうすると、大体２月までに工事を完了して、受入れが４月からで一応考えているんですかね。それだけお願いします。

○こども福祉課長　飯田陽亮君

そうですね。来年度の入所児の受入れとしては、４月から。もちろん現在の入所児もおりますので、そちらのほうは継続しながら、新たな園児としては４月からの受入れという形になります。

以上でございます。

○議長　伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第36号は、精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号は精読とされました。

ここで、こども福祉課長の退席と、環境課長、保険医療課長の入場を許可いたします。

職員の入替えのため、暫時休憩といたします。

（午前11時15分）

○議長　伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時16分）

○議長　伊藤俊一君

日程第28　議案第37号「令和８年度蟹江町一般会計補正予算（第２号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長　鈴木孝治君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第37号「令和８年度蟹江町一般会計補正予算（第２号）」。

令和８年度蟹江町の一般会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,613万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億726万5,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年６月２日提出、蟹江町長、横江淳一。

８ページ、９ページのほうをお願いいたします。

それでは、歳入でございます。

20款１項１目繰越金は1,363万2,000円の増額補正でございます。これは、前年度繰越金でございます。

21款諸収入、５項３目雑入は250万円の増額補正でございます。これは、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備費に対し、一般財団法人自治総合センター所管のコミュニティ助成事業助成金の採択を受けたものでございます。

続きまして、10ページ、11ページをお願いいたします。

歳出でございます。

まず、２款総務費でございます。１項総務管理費、１目一般管理費、説明欄020121、住民情報管理事業は156万2,000円の増額補正でございます。これは、令和７年度税制改正により、令和８年度から特定親族特別控除が追加されたことに伴い、福祉医療システムの改修を行うものです。

５目企画管理費、説明欄060122、お散歩バス事業は518万8,000円の減額補正でございます。これは、お散歩バスの実証実験用の車両の入札を２度執行しましたが、いずれも不調であったため、購入による調達は困難であると判断し、調達方法を借上げに変更したことにより、借上料の計上及び車両購入関係経費の減額を行うものでございます。

説明欄060135、町民交流事業は250万円の増額補正でございます。これは、地域コミュニティ活動の充実・強化を図るため、コミュニティ活動に直接必要な備品の整備に係る経費を補助するものでございます。財源は、歳入の21款諸収入でご説明しましたコミュニティ助成事業助成金となります。

次に、３款民生費でございます。１項社会福祉費、２目老人福祉費、説明欄220107、介護保険特別会計繰出事業は149万6,000円の増額補正でございます。これは、介護保険制度の改正に伴うシステム改修費の一般会計からの繰出金でございます。

次に、４款衛生費です。２項清掃費、１目ごみ処理費、説明欄380101、ごみ処理管理費は76万2,000円の増額補正でございます。これは、海部地区環境事務組合が実施した令和８年度ごみ専用袋の入札の結果、袋の単価が当初予算額を上回ったため、不足分を計上するものでございます。

次に、７款土木費です。４項都市計画費、５目公園費、説明欄590102、公園緑地維持管理費は1,500万円の増額補正でございます。これは、地元からの要望により、舟入三丁目の河川管理用地内において、水辺スポットの駐車場を新たに整備するものでございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長　伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○７番　板倉浩幸君

７番　板倉です。

今回の補正、お散歩バスがついています。議案説明のときにも確認して、先ほど議案の説明でもあった２回入札やったけれども、不調に終わりました。３回目で、可能性としては、なかなか入札ができないだろうということで、借上げ、リースかレンタカーか分からないんですけれども、その方向で実証実験をやっていくということでよろしいんでしょうかね。

あと、スケジュール点もあったら、――本当は購入して、実証実験の結果がよければ、そのまま購入してやっていけると思うんだけれども、借上げすると、結果よくて導入しようとすると、また車がない、その辺って今現在どんな考えでいるのか、お願いします。

○ふるさと振興課長　加藤慎太郎君

板倉議員のご質問に回答させていただきます。

先ほどおっしゃられた実証実験は、備品購入から借上げとして、バスをレンタルして実証実験を行う、そちらは間違いありません。そちらで進めてまいります。

あと、今後のスケジュールなんですけれども、まずは、借上げのところの業者等、また当たりまして、そちらが決まりましたら、皆さん町の広報に載せるためにコースの確認とか――今１日に６本走っています。その間30分等で入れるような１つのコースを一度、時刻表やら、停留所等、大体５停留所等を鑑みながら予定を立てまして、そちらを町の広報等に載せまして、町民にもお知らせします。

また、12月調整して、１月から３月の実証実験まで必ず実施できるように、今は進めているところであります。

以上です。

○７番　板倉浩幸君

実証実験、車なかったからできないよじゃなくて、借上げしてでもやるという方向で、本当いいと、僕らも提案したことで、なくなったわけじゃないのでいい。ということで、そうなってくると、１、２、３月と実証実験やります、短いか長いかはちょっと置いておいてで、その話は。

４月から本格導入になった場合に、そのままリースでいくのか、本当は借上げでやっていきたいのか。

本当は購入して、また10年使えるような格好を取りたいと思うんだけれども、現在の入札状況を聞いていると、トヨタのキャラバンなんかとても、トヨタがハイエースか、無理だと思うし、キャラバンにしてもどうなのかという問題もあるし、本当にその後ができるものな

のか。ずっと借上げで、リース、レンタカーでいくのか、ちょっとその辺がね。

あと、問題なのは、当初だと、お散歩バスもそうだと思いますけれども、いろんなデザイン、外に、今だと看板等のニーズ、何というか、ラッピングしてあると思うんですけれども、リースだとかレンタカーになってくると、ちょっとそれができないように思うんですよ。

せっかく走っておっても、前に故障したときも、レンタカーだったかな、変えてあって、どうなったのということを聞かれたこともあるんだけれども、その辺はどの考えでいるのか、ちょっとお願いします。

○ふるさと振興課長　加藤慎太郎君

実証実験は、まず来年１月から３月に行いまして、今の予定なんですけれども、まずは、３か月間実証実験を行いまして、令和９年度ですね、４月に入りましてから、まずは効果検証を行いたいと思っています。その３か月間の状況を見て、新しいコースを導入するだとか、可否も含めて検討して、行っていきたいと思います。

また、先ほど言われたレンタカーだと、やっぱりデザインが、ラッピングがないものですから、まずは一旦３か月間の実証実験のところの車に対しては、マグネット等で、実証実験コースというところは、貼って運行しようと思っております。

以上となります。

○７番　板倉浩幸君

何か本当に目立つことをしな、何が走っとるか、せっかく導入しても分からなくなっちゃうと思うので、ちょっとその辺を工夫をお願いしたいと思います。お散歩バスはそれで。

先ほどごみ処理管理費で、可燃物と不燃物、プラスチックのごみ袋が、海部地区環境事務組合の入札でちょっと高くなりましたということで、補正予算ですよという話あったんですけれども、それはそれで、実際に今話題になっているナフサ問題も含めて、じゃ、蟹江町のごみ袋って、海部地区環境内、一緒かもしれないですけれども、蟹江町のごみ袋自体が本当に足りているのか、すごい聞かれるので。

住民の方も、どこどこ行ったらごみ袋置いていなかったという、よく話を聞くんですけれども、その辺の今の蟹江町の現状をお願いしたいと思います。

○環境課長　太田圭介君

ただいまの板倉議員のご質問にお答えをさせていただきます。

このたびの各種ごみ袋の購入に関しましては、まず、当初予算の積算に当たっては、過年度の使用実績を基に、近年の製造単価、こちらは一定の伸び率を考慮した単価を乗じまして、当初予算要求をしております。

昨今の社会情勢の悪化につきましては、予算編成、予算査定という段階においては、想定できなかったというところが実情でございます。

このような状況下において、今年度早々に行われました入札において、発注数量を必要最

小限とするといった数量の見直しを行いましたが、価格の上昇幅が大きくて、現行予算内での対応が困難というところから、不足が見込まれる経費について増額補正をお願いをするものでございます。

先ほどの蟹江町の現状についてはというところでございますが、全国的に自治体指定のごみ袋が、一部販売店において一時的な品切れですとか、そういった欠品状況が生じているという報道がなされているということは承知しております。

また、現に町民の皆様からも、一部店舗においてごみ袋がないですというような連絡も受けております。

これに関しまして、当町といたしましては、ごみ袋を取り扱う店舗に対しまして、購入数量を制限しているといった事実はございませんし、店舗が販売をするに当たって、何らかの要請を蟹江町からしているといった事実もございません。

落札したメーカーに対して、ごみ袋の製造状況といったところも確認をいたしましたが、当町が当初に発注を申し込んだ数量というものは、確保できるといった回答をいただいておりますので、現時点において、当町全体としてごみ袋が不足する状況にはないというふうに見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○７番　板倉浩幸君

今答弁して、実情はごみ袋は足りて、年間の消費の関係で、製造メーカーからも要る分だけはちゃんと確保できているよということで。

何しろテレビでも話題になっているし、町民の方も役場にも電話、今ありますという話だったので、結局昔のオイルショックみたいに買いだめとかする人が出てくる現状もあると思うので、その辺は注意喚起も含めて、現状足りていますということを発信してほしいと思います。

今後、これについては、本当にまだまだ分からない状況で、本当に足りなくなる可能性も出てくるかもしれませんし、あと、値段が高くなる――今の入札が高くなったという、社会情勢も含めてということで。

あと、入札で高くなったけれどもということで、購入額って変わっていませんよね。変えない予定ですよね。お願いします。

○環境課長　太田圭介君

今回、製造単価、コストが上昇をしましたが、これだからといって、販売価格に関して変更をする予定は、今のところは予定してございません。

以上でございます。

○議長　伊藤俊一君

他にございませんか。

（発言する声なし）

以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第37号は、精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号は精読とされました。

ここで、環境課長、保険医療課長、ふるさと振興課長の退席と、消防次長兼総務課長、土木農政課長、介護福祉課長の入場を許可いたします。

職員の入替えのため、暫時休憩といたします。

（午前11時33分）

○議長　伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時34分）

○議長　伊藤俊一君

日程第29　議案第38号「令和８年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第１号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○民生部長　不破生美君

ご提案申し上げます。

議案第38号「令和８年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第１号）」。

令和８年度蟹江町の介護保険管理特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ149万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億149万2,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年６月２日提出、蟹江町長、横江淳一。

８ページをご覧ください。

歳入でございます。

７款繰入金、１項一般会計繰入金、５目その他一般会計繰入金、補正額149万6,000円。事務費等繰入金でございます。

10ページをご覧ください。

歳出でございます。

１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、補正額149万6,000円。こちらは、介護保険制度改正に伴う介護システム改修業務委託料でございます。

以上のとおりご提案申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長　伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

○７番　板倉浩幸君

７番　板倉です。

今の介護システムの改修業務委託料ということで、149万6,000円。介護保険事業のシステム改修なんですけれども、これもう少し内容等をお願いします。

○介護福祉課長　松井智恵子君

ただいまご質問がありました制度改正の内容ということでお答えをさせていただきます。

今回の制度改正の具体的な内容につきましては、介護保険施設やショートステイを利用される方の食費や居住費、いわゆる補足給付に関する改定が行われるものでございます。

以上でございます。

○７番　板倉浩幸君

居住費、あと、食事の補足給付の改定で見直しをして、そのためにシステム改修、いつもよく出る金額が本当高いなと思うんだけれども、それということでよろしいですね。

○介護福祉課長　松井智恵子君

今議員がおっしゃられたとおりで間違いございません。

以上でございます。

○議長　伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第38号は、精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号は精読とされました。

○議長　伊藤俊一君

日程第30　議案第39号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○消防長　竹内　豊君

ご提案申し上げます。

議案第39号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」。

蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和８年６月２日提出、蟹江町長、横江淳一。

蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

蟹江町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年蟹江町条例第６号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、一部改正の概要でご説明申し上げます。

提案理由。

この案を提出するのは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い必要があるからでございます。

２ページをお願いいたします。

２ページは新旧対照表でございます。後ほどお目通しをお願いいたします。

３ページをお願いいたします。

一部改正の概要でございます。

改正の理由。

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴うものでございます。

改正の内容。

第18条、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分を31万5,000円から33万円に引き上げることとした。

附則、第18条の規定は、令和８年４月１日以後に支給すべき事由の生じた蟹江町消防団員等公務災害補償条例第４条第７号に規定する葬祭補償について適用し、施行の日の前日までの間において支払われた金額は、改正後の新条例第18条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなすこととした。

施行期日、公布の日とし、令和８年４月１日から適用することとした。

以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

○議長　伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第１項の規定により、総務建設常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号は総務建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

お諮りいたします。

精読となっておりました同意第２号から同意第13号まで、同一件名の「蟹江町農業委員会委員の任命について」の12件と、承認第２号「蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」、議案第35号「マイクロバス購入契約の締結について」、議案第36号「蟹江保育所改修工事請負契約の締結について」の合計15案件を、この際日程に追加し、議題にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、15件の日程を追加し、議題とすることに決定いたしました。

○議長　伊藤俊一君

追加日程第31　同意第２号「蟹江町農業委員会委員の任命について」から追加日程第42同意第13号「蟹江町農業委員会委員の任命について」までを一括議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論はないようですので、討論を終結します。

これより同意第２号から同意第13号までを採決いたします。

お諮りいたします。

同意第２号から同意第13号までは、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、同意第２号から同意第13号までは、原案のとおり同意されました。

ここで、消防次長兼総務課長、土木農政課長、介護福祉課長の退席と、こども福祉課長、税務課長、ふるさと振興課長の入場を許可いたします。

職員の入替えのため、暫時休憩といたします。

（午前11時44分）

○議長　伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時46分）

○議長　伊藤俊一君

追加日程第43　承認第２号「蟹江町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論はないようですので、討論を終結いたします。

これより承認第２号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、承認第２号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

○議長　伊藤俊一君

追加日程第44　議案第35号「マイクロバス購入契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長　伊藤俊一君

追加日程第45　議案第36号「蟹江保育所改修工事請負契約の締結について」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長　伊藤俊一君

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（午前11時49分）